

証券コード 3929
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日
2023年6月14日

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目1番13号
アーバンネット内幸町ビル3階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役社長 矢 田 峰 之

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記にて開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト (<https://www.socialwire.net/ir>)

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載されておりますので、以下よりご確認ください。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）に「ソーシャルワイヤー」又はコードに当該証券コード「3929」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午後1時00分
(受付開始:午後0時30分)
2. 場 所 東京都港区新橋1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階
CROSSCOOP新橋 セミナールーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
- 第2号議案 株式譲渡契約承認の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権行使
のお取扱いは、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所等」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」  
「そのほかの企業集団の現況に関する重要事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役(監査等委員会、監査委員会)が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたこと等により、緩やかな回復の兆しがみられる一方で、原材料価格やエネルギー費用の上昇、金融資本市場の変動リスク等の影響により、経済の見通しは依然として不透明な状況が継続するものと見込まれます。

このような市場環境のもと、コロナ禍以降のニューノーマル時代における市場環境の変化及び競争環境を鑑み、当連結会計年度においては、経営ビジョンを「全ての魅力にスポットライトがあたる社会へ」、経営方針を「付加価値の追求による企業価値の向上」に刷新、新たな成長戦略を策定し、事業成長を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、4,769,571千円（前連結会計年度比3.0%増）と、増収となりました。また、利益につきましては、営業損失211,747千円（前連結会計年度は、営業利益164,070千円）、経常損失201,373千円（前連結会計年度は、経常利益137,592千円）となりました。また、国内シェアオフィスサービス

「CROSSCOOP横浜」の事業運営を2023年10月31日で終了すること、及び国内シェアオフィスサービス（横浜を除く9拠点）をヒューリック株式会社へ譲渡することを2023年5月12日開催の取締役会にて決議したこと等を受け、固定資産の減損損失516,389千円を特別損失に、繰延税金資産の取り崩しにより144,622千円を法人税等調整額に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は876,873千円（前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純利益28,671千円）となりました。

各セグメント別の業績は、以下のとおりであります。数値はセグメント間の取引消去後となっております。

#### (デジタルPR事業)

デジタルPR事業は、企業や官公庁・団体等に対して、インフルエンサーPRサービス、新聞・雑誌・WEB・SNS等各种メディアのクリッピング（調査・報告）サービス、製品・サービスや事業等に関するリリース配信サービスを運営しております。

当連結会計年度において、クリッピングサービスについては、前年度に引き続きデジタル案件が牽引し案件数は増加（前年同期比9.9%増）しました。インフルエンサーPRサービスは社内教育による施策や、営業体制の見直し、セミナー等の積極的な販促活動に基づいた営業活動の効果もあり、案件数は増加（前年同期比10.4%増）となりましたが、案件数獲得への傾注もあり案件単価は下落し、売上としては減収（前年同期比8.4%減）となりました。リリース配信サービスは、将来の事業価値を増大するためのサービス提供価値向上の投資活動を進めているものの、認知拡大に向けた広告宣伝活動の効果発現の遅延、国内における新型コロナウイルス感染者数拡大を受けた企業のPR活動が軟調な場面もあり、配信数、利用社数ともに減少（それぞれ前年同期比5.1%

減、前年同期比1.7%減)となりました。

この結果、デジタルPR事業の売上高は前連結会計年度に比べ63,973千円減少し、2,568,290千円(前連結会計年度比2.4%減)となり、セグメント利益は前連結会計年度に比べ165,263千円減少し、428,448千円(前連結会計年度比27.8%減)となりました。

(シェアオフィス事業)

シェアオフィス事業は、アジア主要5都市(東京(新宿2拠点、六本木、青山、渋谷、新橋、日本橋)、横浜、仙台、福岡、シンガポール)でシェアオフィスサービス、クラウド翻訳サービスを運営しております。

当連結会計年度において、主要サービスであるシェアオフィスについては、2022年6月に福岡拠点の新規拠点開設をおこない、国内拠点の累積稼働席数は大幅に増加(前年同期比26.4%増)いたしました。海外拠点については、引き続き、日系企業のアジア進出意欲の減退による将来的な事業リスクを前倒しで回避すべく、前年度に決定したベトナム拠点の撤退に加え、2022年7月にタイ拠点の撤退決定を行う等、リストラクチャリングによる統廃合の進行もあり、累積稼働席数は大幅に減少(前年同期比57.5%減)いたしました。

一方で、国内新規拠点においては開設時の一時費用や、継続費用である地代家賃、減価償却費等の固定費用が発生するため損益分岐稼働率までは損失が先行し、かつ原材料不足や円安等による修繕費の増加やエネルギー費用の高騰による運営費用の先行費用負担が重く、シェアオフィス事業の黒字化まで時間を要しております。

この結果、シェアオフィス事業の売上高は前連結会計年度に比べ203,207千円増加し、2,201,280千円(前連結会計年度比10.2%増)、セグメント損失は拠点新設による初期投資費用もあり、241,791千円(前連結会計年度は32,536千円の損失)となりました。

【セグメント別売上高】

| 区 分       | 第 15 期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 |       | 第 16 期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日 |       | 第 17 期<br>2022年4月1日～<br>2023年3月31日<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比<br>増減 |      |
|-----------|------------------------------------|-------|------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|-------|----------------|------|
|           | 金額                                 | 構成比   | 金額                                 | 構成比   | 金額                                              | 構成比   | 金額             | 増減比  |
|           | (千円)                               | (%)   | (千円)                               | (%)   | (千円)                                            | (%)   | (千円)           | (%)  |
| デジタルPR事業  | 2,390,285                          | 52.3  | 2,632,264                          | 56.8  | 2,568,290                                       | 53.8  | △63,973        | △2.4 |
| シェアオフィス事業 | 2,175,798                          | 47.7  | 1,998,072                          | 43.2  | 2,201,280                                       | 46.2  | 203,207        | 10.2 |
| 合 計       | 4,566,083                          | 100.0 | 4,630,337                          | 100.0 | 4,769,571                                       | 100.0 | 139,233        | 3.0  |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は349,898千円であり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・デジタルPR事業 販売管理機能新規開発・バージョンアップ
- ・シェアオフィス事業 シェアオフィス(福岡)新設  
販売管理システム開発

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に調達いたしました当社グループの資金の総額は、447,000千円となりました。これは金融機関等より長期借入金として調達を行ったことによるものであります。

なお、必要資金の確保と運転資金の効率的な調達を行うため、総額400,000千円の当座貸越契約を締結しております。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

(会社分割及び株式譲渡)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社の国内シェアオフィスサービス(以下、「本事業」)の横浜拠点にかかるものを除く国内9拠点に係る事業(以下、「対象事業」)を新設分割により当社が新たに設立した株式会社(以下、「新設会社」)に継承したうえで、新設会社の株式の全てをヒューリック株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約書の締結をすること、並びに、2023年6月29日開催予定の当社定時株主総会へ、本会社分割と株式譲渡に係る議案を上程することを決議しました。なお、株式譲渡契約書については、2023年5月12日付で締結しました。

### i 事業譲渡の理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び大手不動産会社のシェアオフィスサービス参入によりシェアオフィス業界の競争は激化し、当社も当初計画よりも低い収益性にて運営をせざるを得ない環境となり、対象事業の収益性や投資対効果の改善は当社の経営課題となっております。また、新たなシェアオフィスを展開していくためには、当社の財務体質の改善が必須であり、事業の成長性の観点においても課題を抱えておりました。

ヒューリック株式会社は、新中期経営計画(2023-2025)において、より競争優位性のある賃貸ポートフォリオの再構築を掲げており、賃貸ポートフォリオの約50%を担うオフィス事業においては、オフィスニーズが多様化する中でも「選ばれ続けるオフィス」を提供するため、フレキシブル

オフィスの柔軟性と良質な賃貸オフィスの機能性・グレード感を兼ね備えたハイブリッドな中規模フレキシブルオフィスを提供する「Bizflex事業」や、テナント企業やワーカーの利便性・生産性向上等を実現する「オフィスDX」といった新たな取組みを進めております。

上記の状況の中、2023年4月より当社は、ヒューリック株式会社との間で本事業の譲渡に関する協議を実施してまいりました。当社は、対象事業の持続的な成長と収益性向上に向けて、本事業の譲渡を含むあらゆる選択肢を視野に入れ、社内及び取締役会にて慎重に分析・検討を重ねた結果、本事業の更なる発展のためには、対象事業をヒューリック株式会社に譲渡することが最善と判断いたしました。また、あわせて当社の経営資源をデジタルPR事業及び新規事業へ集中させることが、当社の企業価値向上に資するとも判断し、この度、対象事業を、会社分割により新設会社に承継させたうえで、新設会社の全株式をヒューリック株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結することを決定いたしました。

## ii 会社分割及び株式譲渡の要旨

### ・会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割方式です。

### ・会社分割に係る割当の内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、本会社分割の効力発生日に、当該株式全てをヒューリック株式会社に譲渡する予定です。

### ・新設会社が承継する権利義務

新設会社は本分割に際して、対象事業に属する資産及び負債（借入を除く）、契約上の地位及びその他権利義務を承継いたします。新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、本会社分割の効力発生日における譲渡対象となる事業に属する当社の資産、各種契約等の権利義務並びに従業員との雇用契約を承継します。

### ・分割する対象事業の経営成績（2023年3月期）

売上高 1,613,144千円

### ・分割する対象事業の資産、負債の額（2023年3月31日現在）

資産 2,617,098千円

負債 1,083,189千円

### ・株式譲渡の概要

当社は、2023年9月1日（予定）をもって、新設会社の全株式をヒューリック株式会社に譲渡する見込みです。

### ・譲渡価額

1,472,147千円

最終的な譲渡価額は、本件譲渡契約に定める株式譲渡実行時の価格調整

を反映して修正されます。

- ・当該事象の発生日  
2023年9月1日（本株式譲渡の実行日）

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
重要性がないため、記載を省略しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 14 期<br>2019年4月1日～<br>2020年3月31日 | 第 15 期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 | 第 16 期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日 | 第 17 期<br>2022年4月1日～<br>2023年3月31日<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高                               | 3,924,994千円                        | 4,566,083千円                        | 4,630,337千円                        | 4,769,571千円                                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 72,785千円                           | △143,670千円                         | 28,671千円                           | △876,873千円                                      |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 12.23円                             | △23.83円                            | 4.79円                              | △146.82円                                        |
| 純 資 産                               | 1,318,721千円                        | 1,080,376千円                        | 1,064,145千円                        | 211,772千円                                       |
| 総 資 産                               | 5,010,937千円                        | 5,172,912千円                        | 4,977,579千円                        | 4,724,089千円                                     |
| 1株当たり純資産                            | 214.86円                            | 176.88円                            | 175.61円                            | 32.85円                                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 14 期<br>2019年4月1日～<br>2020年3月31日 | 第 15 期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 | 第 16 期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日 | 第 17 期<br>2022年4月1日～<br>2023年3月31日<br>(当事業年度) |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高                     | 3,021,934千円                        | 3,953,131千円                        | 4,163,721千円                        | 4,358,407千円                                   |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | 79,381千円                           | △149,048千円                         | 21,756千円                           | △906,082千円                                    |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | 13.34円                             | △24.72円                            | 3.63円                              | △151.71円                                      |
| 純 資 産                     | 1,317,450千円                        | 1,094,534千円                        | 1,054,054千円                        | 150,042千円                                     |
| 総 資 産                     | 4,184,954千円                        | 4,704,193千円                        | 4,603,899千円                        | 4,449,664千円                                   |
| 1株当たり純資産                  | 217.80円                            | 180.98円                            | 176.03円                            | 24.68円                                        |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                           | 資本金            | 議決権比率  | 主要な事業内容   | 決算日    |
|-----------------------------------------------|----------------|--------|-----------|--------|
| CROSSCOOP SINGAPORE PTE. LTD.                 | SGD 100,000    | 100.0% | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| CROSSCOOP INDIA PRIVATE LIMITED               | INR 64,700,000 | 89.8%  | シェアオフィス事業 | 3月31日  |
| CROSSCOOP PHILIPPINES INC.                    | PHP 19,000,000 | 100.0% | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited. | USD 815,000    | 84.9%  | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| Crosscoop (Thailand) Co., Ltd.                | THB 5,000,000  | 49.0%  | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| トランススマート株式会社                                  | 10,000,000円    | 86.4%  | シェアオフィス事業 | 3月31日  |
| YUYU BEAUTY Company Limited                   | USD 200,000    | 100.0% | デジタルPR事業  | 9月30日  |

(注) CROSSCOOP PHILIPPINES INC. は、2021年3月15日の取締役会において任意清算手続開始の申立てを行うことを決議しており、フィリピンにて定められた財務再生及び倒産に関する法律 (Financial Rehabilitation and Insolvency Act.) に従って任意清算手続中であり、完了次第、清算終了となります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 成長戦略の実効性と中期経営計画の策定

当社グループは、付加価値の追求による企業価値の向上を経営方針に掲げており、経営方針に準じた成長戦略として、プロダクト価値の向上に向けた積極的な投資をしております。本投資による効果として、継続顧客数（リピート客）及び顧客あたり取引額の増加を見込んでおり、その成長戦略の実効性の確認後、改めて中期経営計画の策定に取り組む予定です。

##### ② 事業の選択と集中

当社グループは、損益及び財務体質の改善に向け、事業の選択と集中を積極的に行ってまいります。ノンコア事業については、他人資本の受入れや事業譲渡等、あらゆる選択肢を排除せずに経営の効率化を推進し、コア事業については、高付加価値サービスメニューを開発し、顧客の継続率を高めることで、ストック性の高いビジネスモデルへ昇華させ、収益率の向上を進めてまいります。

##### ③ 純資産の減少と回復

当社グループは、事業の選択と集中を進めるなか、国内シェアオフィスサービスの事業譲渡（横浜拠点除く）及び「CROSSCOOP横浜」の撤退に係る固定資産の減損損失及び法人税等調整額を当事業年度に計上したことにより、当社グループの純資産は大幅に減少いたしました。一方、当該事業譲渡により得られた資金を有利子負債の返済に充当することにより返済負担が大幅に軽減され、キャッシュ・フローの健全化が進行します。

また、譲渡日以降、当社は『デジタルPR事業』をコア事業として進行しますが、利益率の高いコア事業に経営資源を集中させ、純資産の回復に努めることを優先してまいります。

##### ④ マネジメント人材の育成とエンゲージメント向上

当社グループは、「ポジション（ポスト）が人を育てる」という育成方針のもと、従業員の積極的な管理職の登用を行い、ポジション（ポスト）提供と権限移譲による事業運営を行っております。競合や顧客等の市場分析からサービス企画・開発、マーケティング企画、オペレーション管理、計数管理、人的管理まで幅広い知識と経験を要し、事業部を牽引するマネジメント人材の育成と確保は当社の成長には欠かせません。成長組織のマネジメント実績を有する人材の調達をはじめ、マネジメント層の指導力・管理能力の向上、社内教育制度の充実を図るとともに、社内コミュニケーション活性化の施策を通じたエンゲージメント向上に努めていく方針であります。

#### ⑤ 情報管理体制の強化及びサイバー攻撃への対処

当社グループにおける事業運営上、顧客の公開前情報や個人情報を含む機密情報を保有することがあります。そのような中、今般のリモートワーク導入の加速化や個人情報保護法の改正等の外部要因もあり、ますます機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しております。また、昨今はマルウェア等のサイバー攻撃も多発していることから、情報管理面やセキュリティ対策において、その保護方針及び社内規程に基づく管理を徹底するとともに、社内教育・研修の実施、業務フローの精度向上、持続的なシステムの整備やサイバーセキュリティ対策等を行ってまいります。

#### ⑥ テクノロジーを活用したサービス価値創出

当社グループが今後も各市場において競争優位性を発揮し続けるためには、AIをはじめとした最新テクノロジーを活用した生産性の向上及びサービス付加価値の創造を推進することが必要です。そのために、エンジニアの採用強化等、社内の新規事業の組織体制の強化を進め、テクノロジーを活用したサービス企画と運用、検証のPDCAサイクルを回し、テクノロジーの自社活用における有効性を検証してまいります。

#### ⑦ 内部管理体制の強化

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。業務拡大に合わせ、関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

#### ⑧ M&A及び新規事業による成長性

当社グループでは、創業より多くのM&Aを行っており、今後も積極的にM&Aを活用する方針であります。また、既存事業の周辺市場の開拓に向けた新規事業も展開する可能性がございます。M&Aや新規事業を行うにあたり、投資効果及び事業規模、事業の成長性、相乗効果、並びに次世代に求められる事業ニーズや先進性等を十分に検討したうえで、事業領域の拡大と業績の向上につながるM&Aや新規事業を積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の様況

#### ① 取締役及び監査役の様況（2023年3月31日現在）

| 氏名   | 地位及び担当            | 重要な兼職の様況                                          |
|------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 庄子素史 | 代表取締役社長<br>グループ統括 |                                                   |
| 矢田峰之 | 取締役<br>新規事業担当     |                                                   |
| 大野誠一 | 取締役               | 株式会社ハツアンリミテッド 副社長執行役員<br>ライフシフト・ジャパン株式会社 代表取締役CEO |
| 白川久美 | 取締役               | withRiver株式会社 代表取締役社長                             |
| 山浦政彦 | 取締役               | SBペイメントサービス株式会社 営業本部長                             |
| 赤松朱美 | 監査役               |                                                   |
| 樋口節夫 | 監査役               | 樋口節夫公認会計士事務所 所長<br>樋口節夫税理士事務所 所長                  |
| 平山剛  | 監査役               | タイラカ総合法律事務所 代表<br>平山剛公認会計士事務所 代表                  |

- (注) 1. 取締役 大野誠一氏、白川久美氏、山浦政彦氏の3名は、社外取締役であります。また、取締役 大野誠一氏、白川久美氏、山浦政彦氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 樋口節夫氏、平山剛氏の両氏は、社外監査役であります。また、監査役 樋口節夫氏、平山剛氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 樋口節夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 平山剛氏は、弁護士としての高度な専門的知識を有しており、豊富な経験・幅広い見識を有するものであります。
5. 2023年3月31日をもって、庄子素史氏は代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
6. 2023年4月1日付で、矢田峰之氏は代表取締役社長に就任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社グループの役員、執行役員及びその他重要な使用人（当事業年度中に在任していた者を含む）であり、株主代表訴訟補償特約条項に係る保険料については、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

i 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の<br>総 額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非 金 銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 41,772<br>(8,397)   | 41,772<br>(8,397)  | —           | —            | 5<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 16,314<br>(5,598)   | 16,314<br>(5,598)  | —           | —            | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 58,086<br>(13,995)  | 58,086<br>(13,995) | —           | —            | 8<br>(5)              |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ii 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年5月22日開催の定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2015年5月22日開催の定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

iii 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し決定する権限を有しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としております。また、決定過程においては、代表取締役社長が売上高に対する比率や正社員平均給与実績等を参考指標として年度の報酬総額を定め、常勤取締役全員は自身を含めた全取締役の評価及び報酬総額の範囲内における分配案を作成いたします。代表取締役社長は、各評価の平均を基に総合的に勘案し、個々の報酬額を決定しております。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

iv 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 大野誠一氏は、株式会社ハッツアンリミテッドの副社長執行役員及びライフシフト・ジャパン株式会社の代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 白川久美氏は、withRiver株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 山浦政彦氏は、SBペイメントサービス株式会社の営業本部長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 樋口節夫氏は、樋口節夫公認会計士事務所の所長及び樋口節夫税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 平山剛氏は、タイラカ総合法律事務所の代表及び平山剛公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ii 当該事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況、発言状況及び社外取締役에게 期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                        |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 大野誠一 | <p>当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしており、特に、当社経営課題に対する提言や役員間での認識共有を図る等、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されております。</p>                                 |
| 取締役 白川久美 | <p>当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席いたしました。</p> <p>社外取締役に就任以降、グローバル企業での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただく等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に、グローバル市場の知見や会社経営者の実務における経験と幅広い見識を活かし、当社の中長期的な企業価値向上にも寄与されております。</p> |
| 取締役 山浦政彦 | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>長年に亘りグローバル企業に勤め、金融サービス、アセットマネジメント事業等の豊富な経験及び幅広い見識を有しております。当該知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等の機能を担っております。</p>                                                                  |
| 監査役 樋口節夫 | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、また監査役会18回すべてに出席しております。</p> <p>社外監査役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、会計監査人以外の公認会計士として独立した立場からの専門的見地に基づき、社外監査役の立場から助言・指導をいただいております。</p>         |
| 監査役 平山剛  | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、また監査役会18回すべてに出席しております。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から業務執行等の監督に十分な役割・責務を果たしております。特に、高度な専門的知識と専門的な立場から、監督、助言を行い、意思決定の妥当性・適正性、コンプライアンス対応の実施状況など、適宜必要な助言・指導をいただいております。</p>      |

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,677,293</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,549,206</b> |
| 現金及び預金          | 1,014,895        | 短期借入金           | 533,000          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 342,358          | 1年内返済予定の長期借入金   | 528,288          |
| その他             | 324,564          | 未払金             | 334,536          |
| 貸倒引当金           | △4,524           | 未払法人税等          | 20,766           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,046,795</b> | 契約負債            | 503,384          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,232,201</b> | リース債務           | 100,439          |
| 建物              | 1,646,792        | 預り保証金           | 360,034          |
| 工具、器具及び備品       | 514,032          | 資産除去債務          | 3,719            |
| 使用権資産           | 422,127          | その他             | 165,035          |
| その他             | 69,910           | <b>固定負債</b>     | <b>1,963,110</b> |
| 減価償却累計額         | △1,420,661       | 長期借入金           | 1,194,813        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>273,115</b>   | 資産除去債務          | 659,407          |
| のれん             | 87,871           | 繰延税金負債          | 3,555            |
| ソフトウェア          | 184,620          | リース債務           | 57,957           |
| その他             | 623              | その他             | 47,376           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,541,478</b> | <b>負債合計</b>     | <b>4,512,316</b> |
| 投資有価証券          | 61,883           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 差入保証金           | 1,474,624        | <b>株主資本</b>     | <b>163,136</b>   |
| 繰延税金資産          | 2,417            | 資本金             | 354,789          |
| その他             | 96,266           | 資本剰余金           | 294,556          |
| 貸倒引当金           | △93,713          | 利益剰余金           | △402,303         |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,724,089</b> | 自己株式            | △83,906          |
|                 |                  | その他の包括利益累計額     | <b>33,060</b>    |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 2,214            |
|                 |                  | 為替換算調整勘定        | 30,846           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>2,632</b>     |
|                 |                  | <b>非支配株主持分</b>  | <b>12,943</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>211,772</b>   |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,724,089</b> |

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金       | 額         |
|--------------------|---------|-----------|
| 売 上 高              |         | 4,769,571 |
| 売 上 原 価            |         | 2,809,124 |
| 売 上 総 利 益          |         | 1,960,446 |
| 販売費及び一般管理費         |         | 2,172,194 |
| 営業損失(△)            |         | △211,747  |
| 営業外収益              |         |           |
| 受 取 利 息            | 1,523   |           |
| 受 取 手 数 料          | 647     |           |
| 投資事業組合運用益          | 1,473   |           |
| 為 替 差 益            | 5,497   |           |
| 助 成 金 収 入          | 7,110   |           |
| リ ー ス 解 約 益        | 18,187  |           |
| そ の 他              | 3,915   | 38,356    |
| 営業外費用              |         |           |
| 支 払 利 息            | 25,768  |           |
| そ の 他              | 2,214   | 27,982    |
| 経常損失(△)            |         | △201,373  |
| 特別利益               |         |           |
| 新株予約権戻入益           | 80      | 80        |
| 特別損失               |         |           |
| 固定資産売却損失           | 2,765   |           |
| 減 損 損 失            | 516,389 | 519,155   |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |         | △720,449  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 11,965  |           |
| 法人税等調整額            | 144,622 | 156,587   |
| 当期純損失(△)           |         | △877,037  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |         | △163      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |         | △876,873  |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,447,982</b> | <b>流動負債</b>       | <b>2,399,574</b> |
| 現金及び預金          | 879,677          | 短期借入金             | 533,000          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 291,472          | 1年内返済予定の長期借入金     | 525,698          |
| 前払費用            | 196,539          | 1年内返済予定の関係会社長期借入金 | 64,867           |
| その他             | 84,758           | 未払金               | 270,592          |
| 貸倒引当金           | △4,465           | 未払費用              | 140,533          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,001,682</b> | 未払法人税等            | 10,339           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,071,137</b> | 契約負債              | 474,979          |
| 建物              | 1,589,705        | 預り保証金             | 346,532          |
| 工具、器具及び備品       | 496,281          | その他               | 33,031           |
| その他             | 52,117           | <b>固定負債</b>       | <b>1,900,048</b> |
| 減価償却累計額         | △1,066,966       | 長期借入金             | 1,189,632        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>273,043</b>   | 資産除去債務            | 659,407          |
| のれん             | 87,871           | その他               | 51,008           |
| ソフトウェア          | 184,620          | <b>負債合計</b>       | <b>4,299,622</b> |
| その他             | 551              | <b>(純資産の部)</b>    |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,657,501</b> | <b>株主資本</b>       | <b>145,195</b>   |
| 関係会社株式          | 142,556          | 資本金               | 354,789          |
| 投資有価証券          | 61,883           | 資本剰余金             | 296,789          |
| 差入保証金           | 1,450,508        | 資本準備金             | 296,789          |
| 破産更生債権等         | 13,986           | 利益剰余金             | △422,477         |
| 長期前払費用          | 2,553            | その他利益剰余金          | △422,477         |
| 貸倒引当金           | △13,986          | 繰越利益剰余金           | △422,477         |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,449,664</b> | <b>自己株式</b>       | <b>△83,906</b>   |
|                 |                  | 評価・換算差額等          | 2,214            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金      | 2,214            |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>      | <b>2,632</b>     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>150,042</b>   |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>4,449,664</b> |

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,358,407 |
| 売 上 原 価               |         | 2,563,028 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,795,379 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 2,052,481 |
| 営 業 損 失 ( △ )         |         | △257,102  |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 4       |           |
| 受 取 手 数 料             | 647     |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 1,473   |           |
| 助 成 金 収 入             | 7,110   |           |
| そ の 他                 | 1,929   | 11,165    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 15,285  |           |
| そ の 他                 | 1,382   | 16,667    |
| 経 常 損 失 ( △ )         |         | △262,603  |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 80      | 80        |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 2,765   |           |
| 減 損 損 失               | 491,961 |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 1,140   | 495,867   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ ) |         | △758,391  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,655   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 145,036 | 147,691   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )       |         | △906,082  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

ソーシャルワイヤー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーシャルワイヤー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャルワイヤー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（会社分割及び株式譲渡）に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、会社が保有する国内シェアオフィスサービスの横浜拠点に係るものを除く国内9拠点に係る事業を新設分割により設立した株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させた上で、新設会社の株式の全てをヒューリック株式会社に譲渡することを決議し、同日付けで同社と株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認めら

れる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

ソーシャルワイヤー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 池田 太洋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーシャルワイヤー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（会社分割及び株式譲渡）に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、会社が保有する国内シェアオフィスサービスの横浜拠点に係るものを除く国内9拠点に係る事業を新設分割により設立した株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させた上で、新設会社の株式の全てをヒューリック株式会社に譲渡することを決議し、同日付けで同社と株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する

る計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

ソーシャルワイヤー株式会社 監査役会  
常勤監査役 赤松 朱美  
社外監査役 樋口 節夫  
社外監査役 平山 剛

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 新設分割計画承認の件

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社の国内シェアオフィスサービス（以下、「本事業」）のうち、横浜拠点にかかるものを除く国内9拠点到に係る事業（以下、「対象事業」）を新設分割（以下、「本新設分割」）により当社が新たに設立するCROSSCOOP株式会社（以下、「新設会社」）に継承したうえで、新設会社の株式の全てをヒューリック株式会社（以下、「ヒューリック」）に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しました。

本議案は、会社法第804条第1項に基づき、本新設分割に係る新設分割計画のご承認をお願いするものです。

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、2008年よりベンチャー及び中小企業向けのシェアオフィス「CROSSCOOP」の運営を開始し、2016年以降は、働き方の多様化やオフィスの流動化を背景に、大企業のプロジェクトオフィスやサテライトオフィスとしての利用が増加するなど市場環境の変化にあわせて、駅に近いハイグレードビルへ高付加価値シェアオフィスの拠点の拡大を行い、国内10拠点にて本事業を展開してまいりました。

しかしながら、当社は、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響及び大手不動産会社によるシェアオフィス事業への参入等により、シェアオフィス業界の市場環境が急激に変化したことで、本事業の収益性及び投資対効果の改善が経営課題となっておりました。また、当社の成長戦略として、本事業を拡大するためには、新たなシェアオフィスの拠点の開発を支える強固な財務基盤が必要不可欠となっており、本事業は成長性においても課題を抱えておりました。

一方、ヒューリックは、新中期経営計画（2023-2025）において、より競争優位性のある賃貸ポートフォリオの再構築を掲げており、賃貸ポートフォリオの約50%を担うオフィス事業においては、オフィスニーズが多様化する中でも「選ばれ続けるオフィス」を提供するため、フレキシブルオフィスの柔軟性と良質な賃貸オフィスの機能性・グレード感を兼ね備えたハイブリッドな中規模フレキシブルオフィスを提供する「Bizflex事業」や、テナント企業やワーカーの利便性・生産性向上等を実現する「オフィスDX」といった新たな取組みを進めております。

上記の状況の中、2023年4月より当社は、ヒューリックとの間で本事業の譲渡に関する協議を実施してまいりました。当社は、本事業の持続的な成長と収益性向上に向けて、本事業の譲渡を含むあらゆる選択肢を視野に入れ、社内及び取締

役会にて慎重に分析・検討を重ねた結果、本事業の更なる発展のためには、本対象事業をヒューリックに譲渡することが最善と判断いたしました。また、あわせて当社の経営資源をデジタルPR事業及び新規事業へ集中させることが、当社の企業価値向上に資するとも判断し、この度、本対象事業を、本新設分割により本新設会社に承継させた上で、本新設会社の全株式をヒューリックに譲渡する旨の株式譲渡契約を締結することを決定し、本議案に上程するものです。

2. 当該新設分割計画の内容の概要  
新設分割計画の内容は、以下のとおりです。

### 新設分割計画書

ソーシャルワイヤー株式会社（以下「**当社**」という。）は、当社の国内レンタルオフィスサービス事業（以下「**本対象事業**」という。）を新たに設立するCROSSCOOP株式会社（以下「**新会社**」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「**本新設分割**」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画（以下「**本新設分割計画**」という。）を作成する。

- (1) 新会社の定款で定める事項等  
新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、**別紙1「定款」**に記載のとおりである。
- (2) 新会社の設立時取締役の氏名  
設立時取締役 庄子 素史
- (3) 新会社が承継する権利義務  
新会社は、本新設分割に際し、**別紙2「承継権利義務明細表」**に記載の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）を、当社から承継する。ただし、当社から新会社に対する債務その他の義務の承継については、免責的債務引受の方法による。
- (4) 新会社が交付する株式の数等  
新会社は、設立に際して、普通株式100株を発行し、その全部を、承継対象権利義務の対価として当社に対して交付する。

(5) 新会社の資本金等

新会社の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

i 資本金 20,000,000円

ii 資本準備金 クロージング直前貸借対照表の純資産残高より、上記資本金を控除した金額

(6) 新会社成立の日

新会社の成立の日（新会社設立の登記をすべき日）（以下「**新会社成立日**」という。）は、2023年9月1日とする。ただし、手続の進行上必要があるときは、当社はこれを変更する。

(7) 競業禁止義務

当社は、2026年9月1日を経過するまでの間、直接又は間接に、(i)本対象事業と日本国内において実質的に競合する事業（以下「**競合事業**」という。）を行わないものとし、また、(ii)競合事業を行う会社への出資、貸付けその他の資金提供を行わず、かつ当該会社の事業に協力しないものとする。

(8) 本新設分割の条件の変更及び中止

当社は、本新設分割計画作成後、新会社成立日に至るまでに、天変地異その他の事由により、当社の資産状態、経営状態又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、必要に応じて本新設分割計画を変更し、又は、本新設分割を中止することができる。

(9) 規定外事項

本新設分割計画に明記されていない事項については、本新設分割の趣旨に照らし、当社がこれを決定する。

2023年5月12日

東京都港区新橋一丁目1番13号  
アーバンネット内幸町ビル3階  
ソーシャルワイヤー株式会社  
代表取締役 矢田 峰之

## 別紙1 定款

### 定 款

#### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、CROSSCOOP株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) レンタルオフィスの運営
- (2) オフィスビル・店舗などの不動産に関する運営業務の受託
- (3) 企業の日本事務所設立サポートサービス
- (4) 事務机等備品付事務所の賃貸及び秘書、事務処理の請負
- (5) 住宅、店舗、事務所等のリフォームの企画、立案、施工
- (6) 店舗、事務所等のレイアウトデザイン及び運営管理に関する情報提供サービス及び業務受託
- (7) 秘書業務、事務業務の請負
- (8) イベント、講演会、講習会、交流会、セミナー等の企画、制作、開催及び運営
- (9) 共同事務所の賃貸、運営業務
- (10) 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- (11) 前各号に附帯し、又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の決定により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の3日前までに発する。ただし、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、または通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

## 第4章 取締役

(取締役の定員)

第16条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上あるときは、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、専ら社長が執行する。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年1月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第23条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2023年10月31日までとする。

(設立時本店所在地)

第25条 当社の本店所在地は、東京都中央区日本橋三丁目9番1号とする。

(設立時取締役)

第26条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 庄子 素史

(設立時代表取締役)

第27条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 庄子 素史

(附則の削除)

第28条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以 上

## 別紙2 承継対象権利義務明細表

新会社成立日において新会社が当社から承継する権利義務は、本対象事業に関する次に定める当社の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び債務の評価は2022年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社成立日の前日までの増減並びに資産調整勘定又は負債調整勘定により発生する繰延税金資産又は繰延税金負債を加除したうえで確定する。

### 1. 資産

当社が、新会社成立日の前日の終了時において保有している資産（税効果会計の適用により発生する繰延税金資産を含む。）のうち本対象事業のみに関する全ての資産（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する資産を除く。）（なお、疑義を避けるために付言すると、Miraizその他の売主が自ら開発したシステムを含む。）

### 2. 負債

当社が新会社成立日の前日の終了時において負っている債務（税効果会計の適用により発生する繰延税金負債を含む。）のうち本対象事業に関する全ての負債（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する負債、並びに、金融機関からの借入に係る負債、貸倒懸念債権及び当該債権に係る貸倒引当金、及び未払事業所税等を除く。）

### 3. 契約及びこれに基づく債権・債務（雇用契約を除く）

当社が新会社成立日の前日の終了時において当事者となっている本対象事業のみに関する一切の契約（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する契約、並びに、金融機関からの借入に係る契約、貸倒懸念債権に係る契約及び雇用契約を除く。）、並びにこれに基づく一切の債権及び債務（これらの契約に基づき新会社成立日の前日の終了時点において既に発生している債権及び債務、並びに新会社成立日前の原因に基づき新会社成立日後に発生する債権及び債務を含む。）

### 4. 知的財産権

当社が本対象事業のみに関して保有する商標権（登録番号：第5577632号）

## 5. 従業員

分割対象従業員（当社で新会社成立日の前日の終了時において専ら本対象事業に従事する以下に列挙された従業員をいう。以下同じ。）との雇用契約及びこれに付随する新会社成立日の前日の終了時における当社の権利義務。なお、会社分割に伴う労働契約等の承継に関する法律（平成12年法律第103号）第5条第3項の適用により、分割対象従業員の雇用契約及びこれに付随する当社の権利義務が新会社に承継されない場合は、当該従業員は初めから分割対象従業員でなかったものとみなす。

| 番号 | 社員番号 | 所属セグメント    | 部門         | 雇用形態 |
|----|------|------------|------------|------|
| 1  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 2  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 3  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 4  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス本部  | 正社員  |
| 5  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 6  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 7  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 8  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 9  | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |
| 10 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員  |

| 番号 | 社員番号 | 所属セグメント    | 部門         | 雇用形態  |
|----|------|------------|------------|-------|
| 11 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員   |
| 12 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | 正社員   |
| 13 | ※    | 開発管理       | 管理部        | 正社員   |
| 14 | ※    | 開発管理       | 管理部        | 正社員   |
| 15 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | アルバイト |
| 16 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | アルバイト |
| 17 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | アルバイト |
| 18 | ※    | シェアオフィス事業部 | シェアオフィス事業部 | アルバイト |

※本参考書類においては、社員番号の記載を省略しております。

以 上

### 3. 新設分割に係る割当の内容の相当性に関する事項

#### (1) 本新設分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社は、本新設会社が発行する全ての普通株式を取得しますので、本新設会社が新たに発行する普通株式の数は任意に決定できると解されるところ、本新設会社株式の効率的な管理等を考慮し、上記割当株式数が相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画に定めるとおりにすることといたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

### 4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2023年5月12日にヒューリックとの間で、本新設会社の全株式を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

#### (1) 株式譲渡の概要

当社は、2023年9月1日（予定）をもって、新設会社の全株式をヒューリックに譲渡する見込みです。

#### (2) 譲渡価額

1,472,147千円

最終的な譲渡価額は、本件譲渡契約に定める株式譲渡実行時の価格調整を反映して修正されます。

#### (3) 当該事象の発生日

2023年9月1日（本株式譲渡の実行日）

## 第2号議案 株式譲渡契約承認の件

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、本新設会社の株式の全てをヒューリックに譲渡することを決議し、同日、本株式譲渡に係る株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」）を締結しました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本株式譲渡契約のご承認をお願いするものです。

### 1. 新設会社の株式譲渡を行う理由

前号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載した理由により、本株式譲渡を行います。

### 2. 株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりです。なお、概要の作成に際しては、一般的な条項の記載及び一部の別紙を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本株式譲渡契約に定められた前提条件（本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを含みます。）が充足されること等を条件に、2023年9月1日をもって、当社が保有する予定のCROSSCOOP株式会社（新設会社）の全株式をヒューリックに譲渡いたします。

## 株式譲渡契約書（概要）

ソーシャルワイヤー株式会社（以下「売主」という。）と、ヒューリック株式会社（以下「買主」という。売主及び買主を個別に又は総称して以下「本契約当事者」という。）は、売主が、売主の国内レンタルオフィスサービス事業（以下「本対象事業」という。）のみを有する新会社（以下「新会社」という。）を自らの完全子会社として設立した上で、買主に対し、新会社の株式を譲渡することに関して、2023年5月12日付（以下「本契約締結日」という。）で次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1章 定義

### 第1.1条（定義）

本契約で用いる用語の意味は、本契約の各条項又は各別紙において定義するほか、別紙1.1に定めるところによる。

## 第2章 株式譲渡

### 第2.1条（本株式譲渡）

売主は、買主に対し、クロージング日において、本契約の定めに従い、売主が保有する新会社の普通株式100株（以下「本株式」という。）を買主に対して譲渡し、買主は、本契約の定めに従い、本株式を譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。

### 第2.2条（本株式の譲渡価額）

1. 本株式譲渡の対価（以下「本譲渡価額」という。）は、1株あたり金14,721,471円（合計金1,472,147,100円）（以下「本基準譲渡価額」という。）に、次項に定める本要調整額に基づく以下の調整を行った金額とする。

(1) 本要調整額が正の値の場合、本譲渡価額は、本基準譲渡価額に本要調整額を加算した額とする。

(2) 本要調整額が負の値の場合、本譲渡価額は、本基準譲渡価額から本要調整額の絶対値を減算した額とする。

(3) 本要調整額が零の場合、本譲渡価額は、本基準譲渡価額と同額とする。

2. 「本要調整額」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。

本要調整額＝クロージング直前貸借対照表における純資産の残高－基準日貸借対照表における純資産の残高

(1) 「クロージング直前貸借対照表」とは、次条に定める手続に従って確定されるクロージング日時点の新会社の開始貸借対照表をいう。但し、売主が2023年3月末日時点において本対象事業の福岡拠点に係る減損損失を計上し、これが当該開始貸借対照表に反映されている場合は、当該計上額に相当する金額を当該開始貸借対照表における純資産の残高に加算したものをいう。

(2) 「基準日貸借対照表」とは、別紙2.2.2(2)の2022年12月末日時点の本対象事業に係る貸借対照表をいう。

### 第2.3条（クロージング直前貸借対照表の確定手続）

1. 売主は、クロージング日から20営業日以内に、クロージング直前貸借対照表を作成し、買主に対して交付する（以下「売主案」という。）。

2. 買主は、売主案の交付を受けた日から20営業日以内（以下、かかる20営業日目の日を「本通知期限」という。）に、売主案に同意する旨、又はその項目の全部若しくは一部を争う旨を書面で通知する（以下、売主案の項目の全部又

は一部を争う旨の通知を「不同意通知」という。) 。買主は、不同意通知を行う場合には、買主の主張する金額及びその理由の説明を不同意通知に記載する。本通知期限までにいずれの通知も売主に到達しない場合には、買主は本通知期限をもってクロージング直前貸借対照表の全部の項目に同意したものとみなす。なお、売主は、買主から要請を受けた場合、買主に対し、速やかに売主案の正確性を確認するために必要となる資料の提供とその説明を行う。

3. 買主が売主案の全部又は一部の項目に同意した場合（前項に基づき同意したものとみなされた場合を含む。） 、その時点で同意した内容及び範囲において、売主案をもって、クロージング直前貸借対照表の全部又は一部の項目が確定する。

4. 買主が本通知期限までに不同意通知を行った場合、売主及び買主は、売主案のうち争いのある項目の合意に向けて誠実に協議する。

5. 売主が買主の不同意通知を受領した日から20営業日以内に、売主及び買主がクロージング直前貸借対照表について合意が成立しない場合、売主及び買主は、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社、株式会社KPMG FAS、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、PwCアドバイザー合同会社のいずれかのうち、別途書面により合意する第三者算定機関（但し、売主又は買主いずれかの監査を実施している監査法人のメンバーファームは除く。） に対し、売主及び買主から合理的に提出された資料に基づいて、売主案のうち売主及び買主との間で合意の成立しなかった項目（以下「委託対象項目」という。） の算定を委託するものとし、委託対象項目の内容は、売主及び買主のそれぞれが提示した委託対象項目の額の範囲内で、第三者算定機関が最終的に確定する。但し、当該資料の提出は第三者算定機関に委託した日の2週間後の応当日までになされることを要するものとし、売主及び買主は第三者算定機関をして委託から2か月以内に委託対象項目についての算定結果を提出させる。なお、第三者算定機関の算定結果は、売主及び買主に対して拘束力を有するものとし、クロージング直前貸借対照表のうち未確定の項目は、第三者算定機関の算定結果をもって確定する。

6. 前項の定めに従い第三者算定機関に委託対象項目の算定を委託した場合には、売主及び買主は、当該委託に関する費用を折半して負担するものとする。

### 第3章 クロージング

#### 第3.1条（クロージングの日時・場所）

本株式譲渡は、クロージング日に、本契約当事者が別途合意する時間及び場所において、売主が第3.2条第1項に定める行為を、買主が第3.2条第2項に定める行為をそれぞれ行うことにより実行されるものとする（以下「クロージング」という。）。なお、本契約書当事者による書面に基づく合意によりクロージング日が2023年9月1日以外の日となる場合、売主は、別紙3.1の新設分割計画（以下「本新設分割計画」という。）第6条に従い新会社の成立の日を同日に変更しなければならない。

#### 第3.2条（本株式譲渡の実行）

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、買主から次項に従って本基準譲渡価額の全額の支払を受けることと引換えに、買主に対して、買主を本株式の新株主とする株主名簿への記載又は記録を行うために必要な株主名簿名義書換請求書（売主の記名押印がされたものに限る。）を引き渡し、本株式を譲渡する。

2. 買主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、売主から前項に従って本株式の譲渡に係る株主名簿名義書換請求書の引渡しを受けることと引換えに、売主に対して、本基準譲渡価額の全額を、売主が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、当該振込送金に要する手数料その他の費用は、買主の負担とする。

#### 第3.3条（本要調整額の精算）

本契約当事者は、本要調整額について、以下の各号の定めに従って精算を行う。

(1) 本要調整額が正の値の場合、買主は、クロージング直前貸借対照表の全部の項目が確定した日から30営業日以内に、売主に対して、本要調整額を支払うことにより、精算を行う。なお、本号に基づく支払は、前条第2項に定める方法に準じて行われる。

(2) 本要調整額が負の値の場合、売主は、クロージング直前貸借対照表の全部の項目が確定した日から30営業日以内に、買主に対して、本要調整額の絶対値に相当する額を支払うことにより、精算を行う。なお、本号に基づく支払は、買主がクロージング直前貸借対照表が確定した日から5営業日以内に売主に対して通知する買主の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、当該振込送金に要する手数料その他の費用は、売主の負担とする。

## 第4章 前提条件

### 第4.1条（買主の義務の前提条件）

第3.2条第2項に定める買主の義務の履行は、クロージングの時点において、以下の各号に規定する条件が全て満たされていることを前提条件とする。但し、買主は、その裁量により、以下の各号に規定する条件の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 第5.1条に定められた売主による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。

(2) 売主が、クロージング日までに履行又は遵守すべき本契約上の義務に重要な点において違反していないこと。

(3) 売主において、本株式譲渡の実行のために法令等及び売主の定款その他社内規則により必要とされる手続が完了していること。

(4) 本株式譲渡による本株式の買主による取得につき、新会社の株主総会により承認されていること。

(5) 本新設分割計画に従い、承継対象権利義務を新会社に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）が適法かつ有効に完了していること。

(6) 本株式譲渡について、売主の株主総会の特別決議により承認されていること。

(7) 本株式譲渡及び本新設分割を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、本株式譲渡及び本新設分割を制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。

(8) クロージング日以降の新会社の運営に必要な移行サービスの提供に関するものとして別途売主及び買主の間で合意する内容及び様式の移行サービス契約（以下「本TSA」という。）が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続しており、売主による重要な点における違反がないこと。

(9) 本対象事業に係る商標権（商標登録番号第5577632号）の新会社への移転について、商標権移転登録申請書が提出され、商標登録原簿への登録が適法かつ有効に完了すると確実に見込まれること。

(10) 本対象事業に関する財務状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はそれらの見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が発生又は判明していないこと。但し、以下のいずれかに起因又は関連する事由又は事象（但し、以下の(i)から(v)までに関しては、かかる事由又は事象が、新会社に対して、本対象事業と同様の産業に属する事業を営む事業者に対するものと比較して不均衡な重大な悪影響を与える場合を

除く。)は除く。

(i) 法令等、会計規則若しくは会計原則の制定、変更若しくは廃止又はこれらの解釈の変更

(ii) 戦争、軍事的行動、テロ行為、政局不安、労働争議若しくは自然災害の発生若しくは拡大、又は新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行若しくは拡大

(iii) 国内外の経済又は金融市場の一般的な変化（物価、為替又は株価の変動を含むが、これらに限られない。）

(iv) 本対象事業と同様の産業における一般的な変化

(v) 本契約の締結若しくは本株式譲渡の実行又はこれらの公表

(11) 以下に定める書面を買主が受領していること。

(i) 第6.1条第3項第1号に従い、本要承諾契約の相手方から取得した承諾書の写し（売主の代表取締役による原本証明付写し）

(ii) 本新設分割計画を承認した売主の株主総会議事録の写し（売主の代表取締役による原本証明付写し）

(iii) 本新設分割による新会社の設立に係る登記申請に関する管轄法務局名義の受領書（又はオンライン申請が受け付けられたことを証するもの）の写し

(iv) 本株式譲渡を承認した新会社の株主総会議事録の写し（新会社の代表取締役による原本証明付写し）

(v) 庄子素史氏（以下「本設立時取締役」という。）による新会社の取締役をクロージング日付で辞任する旨の辞任届

#### 第4.2条（売主の義務の前提条件）

第3.2条第1項に定める売主の義務の履行は、クロージングの時点において、以下の各号に規定する条件が全て満たされていることを前提条件とする。但し、売主は、その裁量により、以下の各号に規定する条件の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 第5.2条に定められた買主による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。

(2) 買主が、クロージング日までに履行又は遵守すべき本契約上の義務に重要な点において違反していないこと。

(3) 買主において、本株式譲渡の実行のために法令等及び買主の定款その他社内規則により必要とされる手続が完了していること。

(4) 本新設分割が適法かつ有効に完了していること。

(5) 本株式譲渡につき、売主の株主総会の特別決議により承認されている

こと。

(6) 本株式譲渡及び本新設分割を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、本株式譲渡及び本新設分割を制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。

#### 第4.3条（前提条件に関する通知等）

1. 売主及び買主は、それぞれ第4.1条各号又は第4.2条各号に規定する自己又は相手方当事者の義務の前提条件が成就しないおそれが生じたことを知ったときは、相手方当事者に対し、その旨を通知する。

2. 売主及び買主は、前項に基づく通知内容に関して、クロージング日に本株式譲渡を実行できるよう、互いに誠実に協議し、協力し合うものとし、相手方当事者からの協議の要請があった場合、当該協議を不合理に拒否しないものとする。

### 第5章 表明保証

#### 第5.1条（売主の表明及び保証）

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において（但し、時期が特定されているものについては、当該時期において。新会社に関するものについては、クロージング日において）、別紙5.1.1に記載された各事項が全て真実かつ正確であることを表明し、保証する。

2. 前項の規定にかかわらず、買主が本契約締結日までに認識していた事項については、売主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。なお、本株式譲渡の検討のために買主又はそのアドバイザー等が売主に対して行った事業、法務、会計、税務その他の分野に関するデュー・ディリジェンスにおいて、本契約の締結前に売主から開示又は提供を受けた情報（書面又は電磁的記録によるものに限る。）（但し、売主による表明及び保証の違反を構成すること並びに当該違反により生じ得る損害等の程度を買主が合理的に認識可能である程度に開示又は提供がなされているものに限る。）については、買主が本契約締結日までに認識していた事項とみなすものとする。

#### 第5.2条（買主の表明及び保証）

1. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日において（但し、時期が特定されているものについては、当該時期において）、別紙5.2.1に記載された各事項が全て真実かつ正確であることを表明し、保証する。

2. 前項の規定にかかわらず、売主が本契約締結日までに認識していた事項については、買主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。

#### 第5.3条（表明及び保証の違反における協議）

売主及び買主は、本契約締結日からクロージングまでの間、前二条に定める自らの表明及び保証に違反があることを知った場合、又は違反するおそれのある事態が生じた場合には、相手方当事者に対してその旨直ちに書面により通知の上、相手方当事者との間で誠実に対応を協議する。

### 第6章 誓約事項等

#### 第6.1条（売主の誓約事項）

1. 売主は、本契約締結日からクロージング日までの間、本契約において企図されているものを除き、善良なる管理者の注意をもって、売主において本契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ通常の事業活動の範囲内で、自ら又は新会社をして、本対象事業の遂行及びその財産の管理・運営を行い又は行わせる。

2. 売主は、クロージングまでに、本株式譲渡及び本新設分割に関して法令等上及び売主の定款その他社内規則上売主において必要となる一切の手續を完了し、本新設分割を適法かつ有効に完了し、また、新会社の株主総会をして、本株式譲渡による本株式の買主による取得を承認させる。

3. 売主は、クロージング日までに、以下の各号に定める事項についてそれぞれ対応する。

(1) 売主は、別紙6.1.3（1）記載の契約（以下「本要承諾契約」という。）の各相手方から、新会社に経済的な負担を課すことなく、本株式譲渡及び本新設分割の実行により本要承諾契約を解除しないこと及び本契約締結日以前の条件と実質的に同一の条件で当該契約に基づく取引を新会社との間で継続することを承諾する旨の書面を取得するよう最大限努力する。

(2) 売主は、取引金融機関、取引先、及び本対象事業に基づくサービスの利用者等売主が本対象事業に関し締結している契約の各相手方その他の必要な関係者に対して、本株式譲渡及び本新設分割に関する説明その他の適切な対応を適式に行うものとする。

4. 売主は、クロージングまでに、本設立時取締役から、クロージング日をもって新会社の取締役を辞任する旨の辞任届を取得するものとする。

## 第6.2条（買主の誓約事項）

1. 買主は、クロージング日から少なくとも1年を経過するまでの間、新会社をして、新会社の従業員を、クロージング時点における雇用条件を実質的に不利益に変更させることなく、引き続き雇用させるものとする。但し、法令等及びクロージング時点の就業規則その他の内部規程に基づいて解雇又は労働条件の変更を行うときは、この限りではない。

2. 買主は、クロージング後直ちに（遅くともクロージング日のうちに）、法令等及び新会社の定款において選任が必要とされる人数の新会社の取締役を新たに選任し、かつ、代表取締役を新たに選定し又は新会社の取締役をして選定させた上、当該取締役の選任に係る新会社の株主総会議事録（及び代表取締役の選定を株主総会の決議によって行う場合の当該株主総会の決議に係る株主総会議事録又は取締役会の決議によって行う場合の当該取締役会の決議に係る取締役会議事録）の写し（但し、新会社の代表取締役による原本証明付のものに限る。）を売主に提出するものとする。）

3. 買主は、本新設分割による新会社の設立に係る登記が新会社の本店所在地の管轄法務局において完了した後、直ちに（遅くとも当該新会社の設立登記完了の日の翌営業日までに）、新会社をして、本設立時取締役による新会社の取締役の辞任に係る登記及び前項に基づき新たに選任又は選定された新会社の取締役及び代表取締役の就任に係る登記申請（以下「役員変更登記申請」という。）を行わせ、かつ、役員変更登記申請に関する管轄法務局名義の受領書（又はオンライン申請が受け付けられたことを証するもの）の写しを売主に交付するものとする。

4. 買主は、役員変更登記申請に係る登記の完了後、直ちに、新会社の履歴事項全部証明書1通を売主に交付するものとする。

5. 買主は、本設立時取締役に対し、本設立時取締役による新会社の取締役としての一切の作為又は不作為に関して、何らの責任（会社法第423条第1項及び第429条第1項の損害賠償責任を含むが、これらに限られない。）も追及してはならず、かつ、新会社及びその役員をして、かかる責任の追及を行わせないものとする。

## 第6.3条（売主によるクロージング後のアクセス）

買主は、クロージング日以降5年間（但し、税務に関してはクロージング日以降7年間）、売主から合理的に要求された場合には、新会社をして、売主の税務、監査、訴訟等その他の手続において合理的に必要とされる範囲の新会社の帳簿、記録、資料その他の情報について、売主に対し、かかる新会社の帳簿、記録、資料

その他の情報へのアクセスを、新会社の通常の営業時間内にその業務に重大な支障を生じさせない範囲で認めさせるものとする。

#### 第6.4条（競業避止義務）

売主は、クロージング日から3年を経過するまでの間、直接又は間接に、(i)本対象事業と日本国内において実質的に競合する事業（以下「競合事業」という。）を行わないものとし、また、(ii)競合事業を行う会社への出資、貸付けその他の資金提供を行わず、かつ当該会社の事業に協力しないものとする。

#### 第6.5条（本TSAの締結等）

売主及び買主は、本契約締結後、クロージング日までに本TSAの内容及び様式について誠実に協議するものとし、クロージング日までに本TSAを締結することができるよう最大限努力する。

### 第7章 救済手段

#### 第7.1条（補償）

1. 売主及び買主は、各自の本契約上の義務に違反したこと又は各自の表明及び保証が真実でなく若しくは正確でなかったこと（以下、総称して「表明保証違反等」という。）に起因して、相手方当事者が被った相当因果関係のある損害、損失、費用等（新会社において発生し、又は新会社が被った損害等（本契約締結時点において既にその原因が発生している損害等及び既に発生している損害等を含む。但し、クロージング直前貸借対照表に反映される損害等を除く。）は、クロージング以降は買主が被った損害等とみなす。）（合理的な弁護士費用を含み、以下、総称して「損害等」という。）を相手方当事者に対し補償する。

2. 前項の規定に基づく補償責任は、(i)一連の事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害等の金額が500万円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害等の金額が500万円を超える個別請求について、その合計が5,000万円以下の場合にも全て免責されるものとする。損害等の額が500万円を超える個別請求に係る損害等の額の合計が5,000万円を超える場合には、その全額について補償責任が認められるものとする。但し、前項に基づく補償義務の合計額は、本譲渡価額（クロージング直前貸借対照表の全部の項目が確定する前は本基準譲渡価額）の10%に相当する金額を上限とする。

3. 前項の規定は、表明保証違反等が違反者の故意又は重大な過失による場合に行われる本条第1項に基づく補償には、適用されないものとする。

4. 本条第1項に基づく補償の請求は、クロージング日（①クロージング日前に本契約が解除その他の理由により終了した場合には当該終了した日とし、②クロージング後まで継続する義務の違反については当該義務の終了日とする。）から12か月後の応当日（以下「補償期限日」という。）までに、損害等の内容及び額並びに請求の原因に係る事実を実務上合理的な範囲で特定し、かつ具体的な請求の根拠を実務上合理的な範囲で明示した書面により請求しなければならない、補償期限日までに当該請求が到達しない限り、本条第1項に基づく補償義務は補償期限日の翌日の到来をもって消滅するものとする。

5. 売主の表明保証違反等により買主に生じた損害等について、それが第三者の不法行為、契約違反その他民事上の責任が発生する作為又は不作為により新会社に生じた損害等を原因とするものである場合には、買主は、第三者に対して補償の請求その他の責任の追及をするものとし、売主は、本条第1項に定める補償義務を負わない。但し、買主が合理的な範囲で努力したにもかかわらず、当該第三者に対する責任追及において自身に生じた損害等を回復できなかった場合には、売主は、本条第1項に定める補償義務を負うものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、本項本文を根拠としてその時点では売主が補償義務を負わないこととなる損害等について、本項但書を根拠として事後的に売主が補償義務を負うこととなる場合に備えて、買主が売主に対して前項に基づく補償の請求を行うことは妨げられない。

6. いずれの本契約当事者も、本条第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等を軽減するための措置を執らなければならない。なお、故意又は重大な過失によりかかる措置を執らないことにより拡大した損害等については、相手方当事者は、本条第1項に基づく補償義務を負わない。

7. 本条に基づく補償の請求における損害等の額の算定にあたっては、保険金の支払、当該損害等の発生により得られる税務上の利益（損金算入額、所得控除額、税額控除を含むが、これらに限られない。）その他当該損害等に関して既に受領した損失補填及び今後受領することが合理的に確実であると見込まれる損失補填並びに既に実現された経済的利益及び今後実現することが合理的に確実であると見込まれる経済的利益を控除して算定する。

8. いずれの本契約当事者も、第三者からの書面によるクレーム、異議若しくは請求又は訴訟、仲裁その他の裁判上若しくは行政上の手続の申立てがあった場合、それらによる損害等について本条第1項に基づく相手方当事者に対する補償の請求の対象となり得ると合理的に判断されるもの（以下「本第三者請求」という。）については（クロージング以後新会社が本第三者請求を受けた場合も含む。）、実務上可能な限り速やかに当該本第三者請求の内容及び状況を合理的に

特定して相手方当事者に対して書面により通知し、また、本第三者請求について重要な進捗があった場合には実務上可能な限り速やかに相手方当事者に報告しなければならない。また、いずれの本契約当事者も、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、本第三者請求につき和解又は終局的解決を行う合意（以下「和解等」という。）をしない（但し、相手方当事者は、かかる承諾を不合理に拒否又は留保しない。）。相手方当事者は、補償を請求する本契約当事者が本項に違反して行ったいかなる和解等についても拘束されず、そのような和解等に基づく損害等について補償義務を負わないものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、各本契約当事者が、最終的に本第三者請求により損害等を負うこととなる場合に備えて、当該損害等が確定していない時点でも相手方当事者に対して本条第4項に基づく補償請求を行うことは妨げられない。

9. 売主の表明保証違反等による補償その他の本契約の条項に基づき行われる売主による補償等は、本譲渡価額の調整として行われるものとする。

## 第7.2条（解除）

1. 売主及び買主は、以下の事項が発生した場合、クロージング前に限り、相手方当事者に対する書面による通知により本契約を直ちに解除することができる。

(1) 相手方当事者に本契約に定める重大な義務の違反があった場合であつて、かつ、義務違反の是正を求める書面による催告後4週間を経過する日又はクロージング日の前日までに当該違反が是正されない場合

(2) 相手方当事者の表明及び保証が重要な点において真実又は正確でなく、是正を求める書面による催告後4週間を経過する日又はクロージング日の前日までにかかる状態を治癒することができない場合

(3) 2023年12月31日までに本株式譲渡が実行されない場合（但し、解除権を行使する当事者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）

(4) 相手方当事者が支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合又は銀行取引停止処分を受けた場合

(5) 相手方当事者につき法的倒産手続又は私的整理手続の開始の申立て又は開始がなされた場合

(6) 本対象事業に関する財務状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債に重大な悪影響を及ぼす事由又は事象が発生又は判明したこと。但し、以下のいずれかに起因又は関連する事由又は事象（但し、以下の(i)から(v)までに関しては、かかる事由又は事象が、新会社に対して、本対象事業と同様の産業に属する事業を営む事業者に対するものと比較して不均衡な重大な悪影

響を与える場合を除く。)は除く。

(i) 法令等、会計規則若しくは会計原則の制定、変更若しくは廃止又はこれらの解釈の変更

(ii) 戦争、軍事的行動、テロ行為、政局不安、労働争議若しくは自然災害の発生若しくは拡大、又は新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行若しくは拡大

(iii) 国内外の経済又は金融市場の一般的な変化（物価、為替又は株価の変動を含むが、これらに限られない。）

(iv) 本対象事業と同様の産業における一般的な変化

(v) 本契約の締結若しくは本株式譲渡の実行又はこれらの公表

2. 前項に基づく解除権の行使は、相手方当事者に対する補償請求その他本契約に基づく権利行使を妨げない。

3. 本契約の解除は、本条によってのみ可能であり、クロージング以後は、理由の如何を問わず、本契約を解除できないものとする。

### 第7.3条（救済手段の限定）

本契約に基づく本契約当事者の表明保証違反等があった場合に、相手方当事者に与えられる救済手段は、第7.1条及び第7.2条に定める手段に限られるものとし、これらの救済手段を除いて、相手方当事者は、当該本契約当事者に対して、債務不履行、契約不適合責任、不法行為その他の法律構成の如何を問わず、損害の賠償又は補償の請求、解除権の行使その他の請求を行うことはできない。

## 第8章 契約の終了

### 第8.1条（本契約の終了）

1. 本契約は、以下の場合にのみ終了する。

(1) 本契約当事者が書面により合意した場合

(2) 第7.2条に基づき本契約が解除された場合

2. 前項に基づく本契約の終了にかかわらず、第7章、本項及び第9章の規定は、引き続き効力を有する。

## 第9章 一般条項

<中略>

以上を証するため、本契約当事者はこの契約書2通を作成し、各自記名押印の上各1通を保有する。

2023年5月12日

売主： 東京都港区新橋一丁目1番13号  
アーバンネット内幸町ビル3階  
ソーシャルワイヤー株式会社  
代表取締役 矢田 峰之

買主： 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
ヒューリック株式会社  
代表取締役 前田 隆也

### 3. 株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の相当性に関する事項

当社は、本株式譲渡契約に伴い、当社が保有する新設会社の全株式をヒューリックに対し、金1,472,147千円で譲渡いたします（当該譲渡価額は、本株式譲渡契約の定めに従い、本株式譲渡の実行後に作成する新設会社の貸借対照表の純資産額との差額によって調整される可能性があります。）。

当社は、対象事業の財務状況や事業環境、及びこれらを勘案して独立した当事者であるヒューリックと協議を重ねた上で、本件譲渡価額の合意に至ったこと等を総合的に勘案し、当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

#### 4. 新設会社株式譲渡先の概要

|      |                            |                                                                                               |                                                                                                                     |
|------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 名 称                        | ヒューリック株式会社                                                                                    |                                                                                                                     |
| (2)  | 所 在 地                      | 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号                                                                             |                                                                                                                     |
| (3)  | 代表者の役職・氏名                  | 代表取締役社長 前田 隆也                                                                                 |                                                                                                                     |
| (4)  | 事 業 内 容                    | 不動産の所有・賃貸・売買ならびに仲介業務                                                                          |                                                                                                                     |
| (5)  | 資 本 金                      | 1,116億9百万円                                                                                    |                                                                                                                     |
| (6)  | 設 立 年 月 日                  | 1957年3月26日                                                                                    |                                                                                                                     |
| (7)  | 純 資 産                      | 692,684百万円                                                                                    |                                                                                                                     |
| (8)  | 総 資 産                      | 2,373,262百万円                                                                                  |                                                                                                                     |
| (9)  | 大株主及び持株比率                  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) 8.0%<br>明治安田生命保険相互会社 6.2%<br>損害保険ジャパン株式会社 5.5%<br>(2022年12月31日現在) |                                                                                                                     |
| (10) | 上 場 会 社 と<br>当 該 会 社 の 関 係 | 資 本 関 係                                                                                       | 該当事項はありません。                                                                                                         |
|      |                            | 人 的 関 係                                                                                       | 該当事項はありません。                                                                                                         |
|      |                            | 取 引 関 係                                                                                       | 当社は、当該会社が管理を受託している物件を賃借しております。当社が運営する国内シェアオフィス拠点を当該会社の子会社が利用しております。当社は、当該会社の子会社と当社が運営する国内シェアオフィス拠点の内装工事に関する取引があります。 |
|      |                            | 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況                                                                         | 該当事項はありません。                                                                                                         |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                         | 略 歴 及 び 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>【再任】 | や た みね ゆき<br>矢 田 峰 之<br>(1974年8月8日)<br><br>所有する当社の株式数<br>1,186,000株                                                                                                                                 | 1997年4月 ソフトバンク株式会社(現：ソフトバンクグループ株式会社)入社<br>2001年3月 日本電子決済企画株式会社(2001年6月よりイーバンク銀行株式会社、現：楽天銀行株式会社)入社<br>2005年7月 株式会社ワイズノット 取締役就任<br>2006年9月 当社設立 代表取締役社長就任<br>2022年3月 当社 取締役<br>2023年4月 当社 代表取締役就任（現任） |
|           | 【選任理由】<br>矢田峰之氏を取締役候補者とした理由は、当社代表取締役社長として長年に亘りグループ全体の経営指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験と共に人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                           |                                                                                                                                                                                                     |
| 2<br>【再任】 | しょう じ もと ふみ<br>庄 子 素 史<br>(1974年8月4日)<br><br>所有する当社の株式数<br>154,000株                                                                                                                                 | 1998年4月 株式会社オリエンタルランド 入社<br>2005年10月 株式会社船井総合研究所 入社<br>2006年4月 株式会社ワイズノット 入社<br>2006年9月 当社 取締役就任<br>2022年4月 当社 代表取締役就任<br>2023年4月 当社 取締役（現任）                                                        |
|           | 【選任理由】<br>庄子素史氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役としてデジタルPR事業やシェアオフィス事業など、現在の当社事業の大きな柱となる分野を躍進させ、陣頭指揮を執ってまいりました。さらに中長期な企業経営者としての視点、海外事業進出など、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                     |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                           | 略 歴 及 び 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>【新任】                                                                                                                                                                                         | ふじ わら なお み<br>藤 原 直 美<br><br>(戸籍上の氏名：<br>かわ せえ なお み<br>川 副 直 美)<br><br>(1982年11月13日)<br><br>所有する当社の株式数<br>117,200株 | 2006年1月 株式会社ワイズノット 入社<br>2007年1月 当社 入社<br>2012年5月 当社 取締役就任<br>2017年6月 当社 執行役員 社長室長就任<br>2020年11月 当社 執行役員 インフルエンサーPR事業部長<br>就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                                                                                |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 藤原直美氏を取締役候補者とした理由は、当社の社長室長として経営管理面を中心とした内部統制を推進してきたことに加え、当社の成長事業であるインフルエンサーPR事業の組織牽引を担ってまいりました。さらにデジタルPR事業の中長期的な視点に基づく成長戦略のマネジメントを期待することから、この度、新たに取締役候補者といたしました。                                  |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 4<br>【再任】                                                                                                                                                                                         | おお の せい いち<br>大 野 誠 一<br><br>(1958年12月17日)<br><br>所有する当社の株式数<br>一株                                                 | 1982年4月 株式会社日本リクルートセンター(現：株式会社リクルートホールディングス)入社<br>2000年6月 株式会社メディアファクトリー(現：株式会社KADOKAWA)取締役就任<br>2006年7月 株式会社アクトビラ 代表取締役社長就任<br>2011年9月 株式会社ローソンHMVエンタテイメント(現：株式会社ローソンエンタテインメント)取締役常務執行役員就任<br>2012年10月 株式会社ハッツアンリミテッド 代表取締役就任<br>2014年4月 Beatrobo, Inc. Director就任(現任)<br>2018年12月 ライフシフト・ジャパン株式会社 代表取締役CEO就任(現任)<br>2019年4月 株式会社ハッツアンリミテッド 副社長執行役員就任(現任)<br>2019年5月 当社 社外取締役就任(現任) |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                                                                                |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 大野誠一氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として豊富な経営者経験及び幅広い見識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。また、当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的、中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。 |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                      | 略 歴 及 び 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>【再任】                                                                                                                                                                                | し ら かわ く み<br>白 川 久 美<br>(1962年2月15日)<br><br>所有する当社の株式数<br>一株 | 1986年8月 日本デジタル・イクイップメント株式会社(現：<br>日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社<br>2001年12月 マイクロソフトアジアリミテッド 入社 プロ<br>プロジェクトマネージャー<br>2003年8月 アマゾン・ジャパン合同会社 入社 オペレー<br>ション&トランスポート シニアマネジャー<br>2009年3月 株式会社ロッテ・ドットコム 入社 オペレー<br>ション部長<br>2013年1月 ウィリアムソン・ディッキー・ジャパン合同<br>会社 入社 北アジア物流・IT部長<br>2015年12月 みらeコネクト株式会社 取締役就任(現任)<br>2017年7月 withRiver株式会社設立 代表取締役就任(現任)<br>2019年5月 当社 社外取締役就任(現任)<br>2020年3月 オールハンズ合同会社設立 代表社員就任(現任)<br>2021年3月 GREEN BOX株式会社 社外取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>withRiver株式会社設立 代表取締役 |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>白川久美氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。また、当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等を多角的にいただき、ダイバーシティの推進に期待したためであります。 |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                      | 略 歴 及 び 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6<br>【再任】                                                                                                                                                                                                        | やま うら まさ ひこ<br>山 浦 政 彦<br>(1961年6月6日)<br><br>所有する当社の株式数<br>一株 | 1985年4月 中央出版株式会社入社<br>1986年3月 株式会社日本データネット(現：ソフトバンクグループ株式会社)入社<br>2000年7月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現：SBIホールディングス株式会社) データベースマーケティング室長<br>2004年9月 ベリトランス株式会社 事業開発室長<br>2005年7月 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社(現：SBペイメントサービス株式会社)営業本部長<br>2010年10月 同社 取締役就任<br>2013年6月 同社 取締役退任<br>2021年5月 同社 営業本部 セールスエグゼクティブ(現任)<br>2021年6月 当社 社外取締役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>SBペイメントサービス株式会社 営業本部 セールスエグゼクティブ |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>山浦政彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘りグローバル企業に勤め、金融サービス、アセットマネジメント事業に携わり、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。グローバルな視点を持った幅広い経験の観点よりご指導をいただくため、選任をお願いするものであります。また、当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 矢田峰之氏、庄子素史氏の両氏は現在当社の取締役であり、当社における地位及び担当は、事業報告 2. 会社の現況 (1)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。
3. 藤原直美氏は、婚姻により川副姓となりましたが、旧姓の藤原で業務を執行しております。
4. 大野誠一氏、白川久美氏、及び山浦政彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、大野氏、白川氏は4年、山浦氏は2年となります。
5. 大野誠一氏、白川久美氏、及び山浦政彦氏は社外取締役候補者であります。なお、大野誠一氏、白川久美氏、及び山浦政彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 山浦政彦氏が所属しているSBペイメントサービス株式会社との間に取引関係(収納代行に関する取引)を有しておりますが、直近事業年度取引

額が100万円未満及びその取引額に対する売上割合が2%未満であり、かつ、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはないものと判断しております。

7. 当社は、大野誠一氏、白川久美氏、及び山浦政彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。大野氏、白川氏、山浦氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、(引き続き) 当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                 | 略 歴 及 び 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひぐちせつお<br>樋口節夫<br>(1948年10月9日)<br><br>所有する当社の株式数<br>6,000株<br><br><b>【再任】</b> | 1974年4月 監査法人中央会計事務所 入所<br>1988年6月 同所 代表社員就任<br>2007年8月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所代表社員就任<br>2008年7月 同監査法人 シニアパートナー就任<br>2011年6月 同監査法人 退所<br>2011年6月 樋口節夫公認会計士事務所開設 所長（現任）<br>2011年6月 リードオフジャパン株式会社 監査役就任（現任）<br>2011年7月 当社 社外監査役就任（現任）<br>2011年11月 樋口節夫税理士事務所開設 所長（現任）<br>2013年11月 合同会社クロスポイント設立 代表社員就任（現任）<br>2017年6月 プレミアグループ株式会社 社外監査役就任（現任）<br>2017年8月 エンパイヤ自動車株式会社 社外監査役就任（現任）<br>2022年12月 株式会社ランドビジネス 社外監査役就任（現任）<br><br>-----<br>（重要な兼職の状況）<br>樋口節夫公認会計士事務所 所長<br>樋口節夫税理士事務所 所長 |
| <b>【選任理由】</b>                                                                 | 樋口節夫を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として高度な専門的な知識を有していることから、その豊富な経験・幅広い見識を当社経営に活用していただきたいためであります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- (注) 1. 候補者樋口節夫氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 候補者樋口節夫氏は社外監査役候補者であります。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 樋口節夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、12年となります。
4. 当社は、樋口節夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づ

き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。監査役候補者の選任が承認されますと、(引き続き) 当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区新橋 1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階  
CROSSCOOP新橋 セミナールーム

TEL : 03-5363-4880



交通 都営地下鉄三田線『内幸町』駅 A5番出口より徒歩2分  
東京メトロ銀座線『新橋』駅 7番出口より徒歩4分  
JR『新橋』駅 北改札(日比谷口)より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしていません。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。